

事業継続応援金

よくあるご質問

Q1：法人を複数経営している場合や店舗が複数ある場合、それぞれ申請することができるのか？

A1：国や県の月次支援金と同様に、店舗単位ではなく、法人単位または個人事業者単位での申請、交付となります。

Q2：店舗は八女市内にあるが、本社が八女市外にある場合、対象となるのか？

A2：八女市内に事業所があることを確認できる場合は対象となります。

Q3：自宅が八女市内にあるが、事業所が八女市外にある場合、対象となるか？

A3：八女市内に事業所を有することが要件のため、対象外となります。

Q4：複数月にわたって国または県の月次支援金を受給した場合、応援金は毎回申請するのか？

A4：この応援金は1事業者につき1回限りの申請、交付となります。

Q5：申請から交付までの手続きは？

A5：申請書・誓約書に添付書類を添えて原則郵送でご提出いただき、受理・審査を経て交付決定通知書(郵送)によりお知らせします。窓口での申請も可能です。

Q6：国・県の月次支援金を申請しているが、まだ通知が来ていない場合は？

A6：令和4年2月28日までに国や県の月次支援金の給付決定を受け、令和4年3月15日までに申請いただく必要があります。なお、国や県に電子申請された場合は、決定通知メールを印刷して添付してください。

Q7：助成金は課税対象ですか？

A7：今回の応援金は所得として所得税の課税対象になります。国税庁のHPや税務署・税理士相談等で確認し、確定申告の手続きを行ってください。

Q8：要件に記載の「国の月次支援金」や「福岡県中小企業者等月次支援金」の手続きは？

A8：コロナの影響による売上減少率等の要件があり、オンラインによる申請が基本です。給付までに時間がかかる場合も考えられますので、早めにご確認ください。各相談窓口は以下のとおりです。

国の月次支援金相談窓口 0120-211-240(8:30~19:00)

県の月次支援金コールセンター 0120-876-866(平日9:00~17:00)